

【諮問第68号】

9川個審第19号

平成9年12月26日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市個人情報保護審査会

会 長 藤 原 淳一郎

個人情報閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成7年11月28日付け7川病庶第517号をもって川崎市長から諮問のありました個人情報閲覧等請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

不服申立人の閲覧等請求を拒否した文書は、全面開示が妥当である。

2 不服申立ての趣旨

異議申立人は、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）17条の規定により、川崎市立病院婦人科に入院中のカルテ（以下「本件文書」という。）の閲覧等請求を平成7年10月11日付けで行った。川崎市長（以下「実施機関」という。）は、本件文書は条例13条2項2号に該当するとして請求拒否処分を同年10月25日付けで行った（以下「本件処分」という）。これに対して、異議申立人は、この処分を不服として、平成7年11月2日付けで行政不服審査法6条の規定により、本件文書の開示を求めて異議申立てを行ったものである（当審査会諮問68号事件）。

3 不服申立人の主張要旨

平成8年2月1日付け異議申立人意見書における異議申立人の主張は、概要以下のとおりである。（なお、異議申立人は、口頭意見陳述の申出をしなかった。）

本件文書を開示しても、「治療に不安を与え適切な治療を困難にする可能性」はないし、今後の診療に不利益を生ずるかどうかは、病院の担当医師が判断できることではない。現在の担当医からは、本件文書の写しを持ってくるように言われているので、今後の治療のために、本件文書の開示を希望する。

4 実施機関の主張要旨

平成7年12月25日付け実施機関拒否処分理由説明書、8年3月9日付け実施機関意見聴取における実施機関の主張は、概要以下のとおりである。

本件文書の一部に主治医による「本人に知らせざる記述」を意味する字句（横文字の略称）が記載されており、異議申立人がこれを解釈することにより、今後の治療に不安を与え、適切な治療を困難にするおそれがある。

他病院の医師から本件文書の写しが欲しいとの要請があれば、異議申立人の同意のもとに当該写しを送付する予定であるから、異議申立人への不開示が今後の診療に不利益を生ずることはないと考える。

5 審査会の判断

（1） 審議の概要

本件文書は異議申立人の治療行為に付随して医師により作成されたものであって、本来入院患者であった異議申立人への開示を予定して作成されたものではない。また、法令上カルテを本人に開示すべきかどうかに関する規定は存在しない。

実施機関から本件処分の当否について諮問を受けた当審査会における審議過程において、カルテには、医師にとっての治療行為の専門的記録という側面と、患者との医療契約にもとづく治療行為の記録という二面性が存在することが判明した。一つの考え方として、後者の側面を重視して、医師が作成するカルテは患者と医師との医療契約における産物であって、当該医療行為を確認するために患者の請求があれば医師は常にカルテを患者本人に開示すべきであるとの見解が主張された。他方、前者の側面を重視して、いかに患者の同意と協力の下での医療行為とはいえ、医師にとってカルテはその専門的治療行為の原簿であり、当該医師が自発的に開示に応じる場合以外の場合にまで開示を強制することはできないとの反対説も主張された。このように、当審査会では、個別

判断に入る前に、カルテの開示をどのように考えるべきかという一般制度論に関する審議が熱心に行われてきたが、委員間において一定の合意に達することができなかった。

ただ、諮問後長時間を経過したこともあり、途中から一般論をひとまず棚上げにして、果たして本件限りでの判断が可能かどうかを集中的に討議した。その際に、当然のことながら本件文書が条例13条2項2号の「個人の評価、診断・・・等に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの」に該当するかどうかの判断をめぐる審議になった。実はこの段階でも意見が真二つに割れたが、本件の取扱いとしては、以下のような理由で異議申立人への開示が妥当であるという判断に達した。

(2) 本件文書の条例第13条2項2号該当性

実施機関は、理由説明書において、本件文書の条例13条2項2号にいう「本人に知らせないことが正当と認められるもの」に該当する根拠として、「『本人に知らせざる記述を意味する(横文字の略記)の字句の記載』がある。[異議]申立人がこれを解読した場合、本人の病状に対する影響には好転する場合と、悪化する場合の両方の可能性が考えられる。後者の場合には、[異議]申立人の治療に不安を与え適切な治療をさらに困難にする可能性の方が大きい」と主張する。他方、異議申立人は、意見書の中で、実施機関の言う「今後の治療に不安を与え適切な治療をさらに困難にする可能性」の存否は、「[実施機関病院の]担当医師が判断できることでもなく、また現在の担当医にも今の時点では判断できないもの」と反論する。

本件で一つ特徴的なことは、実施機関病院の担当医師の勤めもあつたのか、異議申立人が転医しているということである。つまりは実施機関医療機関における治療は完結をみているということである。この点に着目すれば、本件文書の異議申立人への開示によって、実施機関医師が直接異議申立人(患者)に対して行う治療行為への直接的な影響は特に考慮する必要がないということが導き出される。

次に、本件文書の記載内容自体に医師が誰であれ、異議申立人の今後の治療に不安を与え適切な治療をさらに困難にする可能性が大きいとの実施機関の主張の点を検討しなければならない。

ところで、当審査会は、川崎市個人情報保護審査会規則(昭和60年規則95号)5条の規定を受けて定められた川崎市個人情報保護審査会運営要領2条により「審査会における審査は、・・・実施機関が・・・拒んだ個人情報の記録をもとに行う」として、係争文書の現物を見ながらのいわゆるインカメラによる審査を実施している。

当審査会は、本件文書を手にとり、また実施機関事情聴取も行った。その結果、本件文書には一部に不用意な表現が存在することは確かではある。しかしそのことだけでは条例上の非開示事由には該当しない。より積極的に実施機関が主張するような今後の異議申立人の治療行為への悪影響を与える箇所が存在するか否かについては、実施機関事情聴取における本来の専門家である医師の見解を最大限尊重してさえも、該当する具体的事実の存在を実施機関は具体的に十分に説得力をもって当審査会に示し得ず、当審査会を十分に納得させることが出来なかった。換言すれば、実施機関は非開示事由の存在の証明責任を果たしえなかったと結論づけざるを得なかった。このことはいうまでもなくまた当然のことながら、あくまで本件文書限りの当審査会の判断にとどまるのである。

実施機関は、当時通院中の担当医師からの異議申立人の同意書添付の上でのカルテの全写しの送付依頼に対して送付済みであることも非開示事由に挙げる。しかし、医師間での個人情報の流通の問題と患者本人への開示の問題とは別問題であるから、仮に担当医師に本件文書の写しを送付しても、本人からの本件文書開示請求を拒否する直接の理由にはならない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。